

国や都の動向（関連計画等の概要）

1 環境基本計画（平成 24 年 4 月閣議決定）

（1）概要

「環境基本計画」とは、環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものです。

国は、平成 18 年 4 月に策定した計画を見直し、平成 24 年 4 月に「第 4 次環境基本計画」を閣議決定しました。

（2）計画の内容

環境基本計画では、9つの優先的に取り組む重点分野を掲げており、一般廃棄物処理に関連した内容は次の通りです。

●経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

個人や事業者の環境配慮行動の浸透、環境配慮型商品・サービスの普及により、経済・社会のグリーン化を進める。

●持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

国民全体が森林、農地、河川、都市等の国土の有する価値を保全・増大させ、将来世代に引き継いでいく考え方を共有し、これに取り組んでいく社会を構築する。

持続可能な地域づくりのため、文化、人材、コミュニティを含む地域資源の活用を進め、地域づくりの担い手の育成と各主体間のネットワークの構築・強化を進める。

環境政策形成に資する環境情報の充実や環境影響評価制度の充実・強化に取り組む。

●物質循環の確保と循環型社会の構築

有用な資源の回収・有効活用により資源確保を強化する。また、環境産業の確立、環境配慮を通じた成長の達成、グリーン・イノベーションの実現を目指す。

災害に強い廃棄物処理体制の構築や有害物質の適正な処理等、安全・安心の観点からの取組を強化する。

2 循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月閣議決定）

（1）概要

「循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環基本計画」という。）とは、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画です。

「循環基本計画」は概ね5年ごとに見直しを行うものとされていることから、国は、平成20年3月に策定した計画を見直し、平成 25 年 5 月に「第3次循環基本計画」を閣議決定しました。

（2）計画の内容

一般廃棄物処理に関連した国の取り組むべき内容は次の通りです。

●2Rの取組がより進む社会経済システムの構築

リサイクルより優先順位の高い2R(リデュース・リユース)の取組がより進む社会経済システムの構築を目指して、2Rの制度的な位置づけの検討、2R の取組を行っている事業者が社会的に評価される仕組みづくり、リサイクルを含めた3R行動効果の見える化などに取り組む。

●使用済製品からの有用金属の回収

使用済製品に含まれる有用金属の更なる利用促進を図るため、小型家電リサイクル法が定着するような支援や普及啓発を行う。

●水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進

リサイクルの質を向上させ、使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造する水平リサイクルを推進する。

●有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築

安全・安心がしっかりと確保された循環型社会を形成するため、市町村において処理することが困難な一般廃棄物(適正処理困難物)の処理体制や、水銀廃棄物の適正な管理、処分等のあり方について検討を進める。

●災害時の廃棄物処理システムの強化

あらかじめ災害時における廃棄物処理体制を準備しておくことが重要であることから、震災廃棄物対策指針の見直し、地方公共団体間の連携、民間事業者等との連携、仮置場の確保を促進する。

●低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組

低炭素社会の取組への貢献を図る観点からも3Rの取組を進め、廃棄物発電の導入等による熱回収を徹底し、廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量のより一層の削減とエネルギー供給の拡充を図る。

3 ごみ処理基本計画策定指針（平成 20 年 6 月改定）

（1）概要

環境省は、市区町村が一般廃棄物処理計画を立案し、これに基づいて事業を実施することができるよう、平成 5 年に「ごみ処理基本計画策定指針」を策定しました。

この間に策定された環境基本計画や循環基本計画などを踏まえて、これらの計画に示された考え方を取り入れて、平成 20 年 6 月に「ごみ処理基本計画策定指針」を改定しました。

（2）指針の内容

ごみ処理基本計画を策定する際には、一般廃棄物処理事業の3R化のための支援ツールを参考にすること、毎年、PDCAサイクルにより一般廃棄物処理計画の点検、見直し、評価を行うことなどが定められました。

- ごみ処理の評価

- 環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行うこと

- 循環基本計画の指標や目標値に考慮すること

- 地球温暖化防止のための京都議定書目標達成計画を考慮すること

- 標準的な評価項目について比較を行うこと

- 目標値との比較

- 国の目標を基準とした比較

- 全国平均や類似団体平均との比較

- 住民や事業者にわかりやすい方法により公表すること

- 市区町村一般廃棄物処理システム比較分析表を作成して表示すること

（3）目標値の設定

目標値は次のことをふまえて実施することとしています。

- 人口、事業活動等の将来予測をふまえてごみ発生量の将来推計を行うこと

- 実施する政策をふまえた目標値を設定すること

- 目標達成後のごみの種類別の発生量は施策の効果等を検討したうえで予測すること

- 計画期間（5年間）の大まかな実施スケジュールを立てておくことが望ましい

4 東京都廃棄物処理計画

(1) 概要

「東京都廃棄物処理計画」は、東京都環境基本計画に基づく廃棄物分野の計画です。現行計画の計画期間は平成23年度から27年度までの5年間です。

(2) 計画目標

一般廃棄物の最終処分量を平成19年度の62万トンから平成27年度には25万トンへと60%削減する。

(3) 主要施策

「東京都廃棄物処理計画」では、3つの柱に整理して主要施策を掲げており、一般廃棄物処理に関連した内容は次の通りです。

3R施策の促進
発生抑制・リユースの促進
○ ごみを出さない社会の定着
○ 家庭ごみの有料化
リサイクルの促進
○ 都市鉱山の開発
○ 静脈物流の効率化
○ 熱回収の高効率化
3R効果の見える化
○ 資源の循環的利用による温室効果ガス削減効果の見える化
○ リサイクルに係る費用の透明化
3Rの取組を支える体制づくり
○ グリーン購入の普及啓発の促進
○ 環境教育・普及啓発の推進
適正処理の促進
有害廃棄物の適正処理の促進
○ 水銀使用量の削減と適正処理
一般廃棄物の適正処理の促進
○ エアゾール缶、ライターなどの危険物、在宅医療廃棄物等の適正処理の推進
廃棄物処理施設の適切な管理運営
○ 埋立処分場の環境負荷、維持管理費用の低減
○ 区市町村のリサイクル施設等への指導、助言
静脈ビジネスの発展の促進
優良な処理業者が優位に立てる環境づくり
○ 排出事業者の適正処理コストの負担
○ 業界構造、実態の把握に努め、処理業者・リサイクル業者を専門家として育成